

薬 監 第 5 0 号

昭和 5 9 年 6 月 1 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生省薬務局監視指導課長

医薬品再評価に伴う再評価不申請医薬品
に関する監視指導上の措置について
（通知）

今回、再評価（その22）が終了した、8薬効群69成分3処方¹の医療用医薬品の再評価結果及びこれに基づく措置については、昭和59年6月1日薬発第385号薬務局長通知をもつて各都道府県知事あて通知されたところであるが、再評価が終了した医薬品と同じ有効成分を含有する単味剤及び配合剤たる医療用医薬品であつて、再評価の申請を行わなかつた医薬品（以下「不申請医薬品」という。）の監視指導上の措置については、昭和55年8月14日薬監第92号監視指導課長通知「医薬品再評価不申請医薬品に関する監視指導上の措置について（通知）」により指示

されているところであり、貴管下関係業者に対し、これに基づき所要の措置を講ずるように指示されたい。

なお、今回の再評価に係る不申請医薬品であつて、昭和57年6月以降製造又は輸入販売された実績のある医薬品はなかつたのでお知らせする。